

# 第2次平戸市水産業振興基本計画

(令和7年度～令和9年度)



令和7年3月

長崎県平戸市

# 第2次平戸市水産業振興基本計画

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 1-1 計画策定の趣旨（意義） . . . . . P1
- 1-2 計画の期間・位置付けと目標年次 . . . . . P2
- 1-3 計画実現の役割分担 . . . . . P3

### 第2章 平戸市の水産業を取り巻く現状と課題

- 2-1 生産活動の状況 . . . . . P4
- 2-2 経営体を取り巻く状況 . . . . . P6
- 2-3 漁場環境の状況 . . . . . P8

### 第3章 施策推進への取組み

- 3-1 漁場環境の維持保全及び漁業生産の安定化 . . P12
- 3-2 戦略的な流通・販売体制の構築 . . . . . P13
- 3-3 漁業後継者対策及び漁家と漁協経営の安定化 . P14
- 3-4 漁港の再編・機能向上 . . . . . P15

### 第4章 計画推進のために . . . . . P18

### 第5章 資料編 . . . . . P24

## 第1章 はじめに

### 1-1 計画策定の趣旨（意義）

平戸市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平地区で構成されています。

本市は地理的要因から、対馬暖流の影響を強く受け、数多くの島嶼と複雑な海岸地形や潮流の影響により、九州でも屈指の好漁場が形成され、アジ・サバ・ブリ・イカ類などの回遊が見られるほか、県内でも有数の水揚げを誇るヒラメやウチワエビをはじめ、マダイ・イサキやアワビ・ウニなど磯根資源等数多くの魚介類に恵まれています。

しかし、漁業技術の進歩等による水産資源の過剰な漁獲、また、沿岸域の開発行為、さらには1990年代以降に顕著にみられる気象変動などにより、水産資源は減少傾向にあり地域漁業の衰退が懸念されています。

このような中、国では水産基本法（平成13年法律第89号）に基づき、水産資源の持続的利用の確保及び水産業の健全な発展を図るため、水産に関する各種施策の基本としての性格を踏まえた水産基本画が策定されています。

国は、令和4年3月に新たな「水産基本計画」を策定し、基本法が掲げる理念を実現するため、水産資源の適切な管理等を通じて水産業の成長産業化を図り、次世代を担う若い漁業者とその家族が将来にわたって安定的な生活が確保されるよう十分な所得を得るとともに、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るため、我が国の水産をめぐる動向を踏まえた施策に取り組んでいます。

平戸市においても、高い競争力を備えた高水準な水産物の一大供給産地として、広く認知されるため、また、水産業が平戸市全域に及び持続可能で安定した地場産業として成長していくためにも、各方面から本市水産業の実情に沿った施策の実現が求められています。

そこで、第1次平戸市水産業振興基本計画を踏まえ、本市水産業の発展のため『第2次平戸市総合計画』『第1期、2期平戸市総合戦略※』に基づいた実践的な計画として「第2次平戸市水産業振興基本計画」を策定しました。

※ 第1期平戸市総合戦略（平成28年3月策定）は、国において平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年12月に1億人の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、そのための取組みの方向性をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定されたことにより、本市の人口減少、高齢化に対する課題解決策として、地域一丸となってそれぞれの特徴を活かした持続的、特徴的な施策等を取りまとめたものです。

第2期平戸市総合戦略（令和2年3月策定）は、地方創生の次のステージに向け、国が策定を進めていることから、これまでの成果と課題や第2次平戸市総合計画に掲げた施策を踏まえ、今後の人口減少抑制対策の方向性を示すものです。

## 第1章 はじめに

### 1-2 計画の期間・位置付けと目標年次

#### ①水産基本計画（国：令和4年度から10年程度）

国においては、「水産基本法」の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされています。

新たな水産基本計画では、海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施及び水産業の成長産業化の実現、並びに漁村の活性化の推進を図るために、総合的かつ計画的に取り組むべき施策となっています。

#### ②長崎県水産業振興基本計画（県：令和3年度～令和7年度）

県においては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の個別計画として、長崎県水産業の課題を整理した「長崎県水産業振興基本計画」を策定し、漁業の収益性向上や浜の活性化と就業者の確保など、重点的に取り組むべき課題を示しています。

しかしながら、就業者の更なる高齢化や資源変動による不漁など、本県の水産業を取り巻く環境変化に対応するための個別計画として新たな計画の策定が行われています。

#### ③第2次平戸市水産業振興基本計画（市：令和7年度～令和9年度）

平戸市においては、「第2次平戸市総合計画（平成30年度～令和9年度）」を基本とし、個別分野である本市水産業振興の指針とするために策定します。なお、計画策定にあたっては、本市管内漁業協同組合において、地域の実情に即した生産者等の意見や提案を踏まえ、水産庁が推奨した「(地域) 浜の活力再生プラン」(第3期：令和6年度～令和10年度)及び「浜の活力再生広域プラン」(第3期：令和7年度～令和11年度)を策定していることから、それらの計画内容も積極的に取り込み、計画期間は令和9年度までの3カ年間とします。

#### ■やるばい指標（成果指標）

指標の名称	単位	現況値 (平成28年度)	前期目標値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
沿岸漁業における新規就業者数	人/年	4	8	8
水産物の総販売高	億円/年	55	55	55

#### [設定した資料]

- ・新規就業者数 2013 漁業センサス：8人/年
- ・総販売高 漁協の業務報告書（系統出荷額、漁協直売所売上、加工品販売）

## 第1章 はじめに

### 1-3 計画実現の役割分担

#### ①生産者（生産現場）の主体性の確立と創意工夫の発揮体制等の促進

漁業者、系統団体等及び行政機関の役割の明確化と適正な連携を図り、生産現場の主体性や創意工夫が発揮できるような体制構築を推進する。

#### ②予算措置の効率的かつ重点的な対応・運用

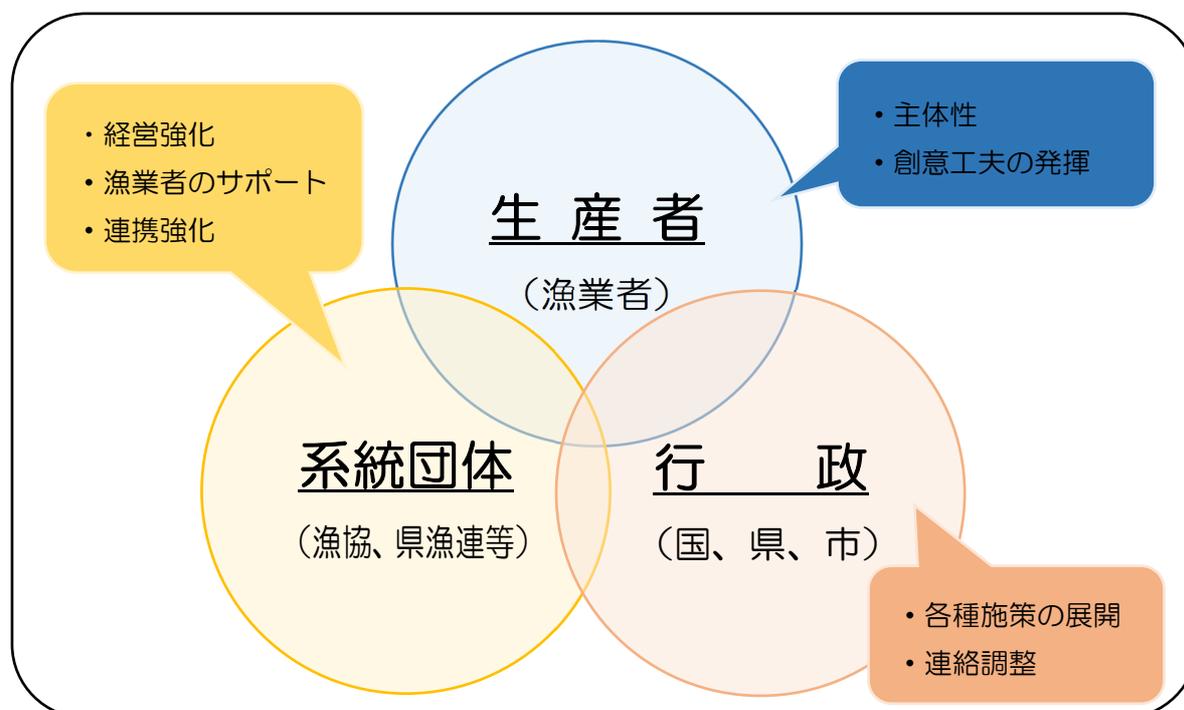
厳しい本市の財政事情を鑑み、投じた予算に対する効果を最大限有効に発揮し、地域への波及効果が及ぶよう予算措置について効率的かつ重点的な運用を行います。

#### ③役割分担の明確化（それぞれの責務）

漁業者等は、関係機関等と連携を密にしながら、長期的な視点と広い視野を持って消費者ニーズなどを的確に把握するとともに、主体性を持って創意工夫に励むことで漁村の活性化に寄与します。

行政は、効果的かつ効率的な行政の運営及び説明責任を担うとともに、本市水産業の発展、活性化に資するため、消費者目線と公益的な観点を持ち、やる気に満ち溢れた生産者と連携しながら、本市水産業が持続可能な産業として確立できるよう施策展開を行います。

系統団体は、本市水産業が持続可能で成長性を保有するため、更なる経営基盤の強化に取り組むとともに、浜の活力再生プランを円滑に推進し漁業者をサポートします。

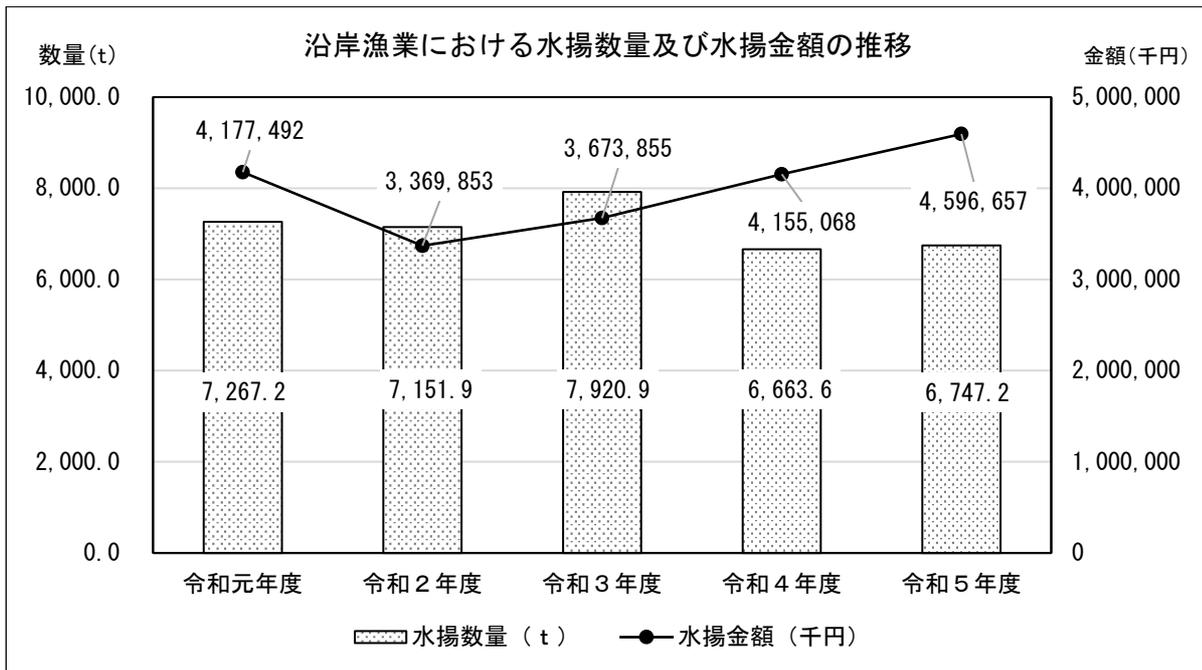


## 第2章 平戸市の水産業を取り巻く現状と課題

### 2-1 生産活動の状況

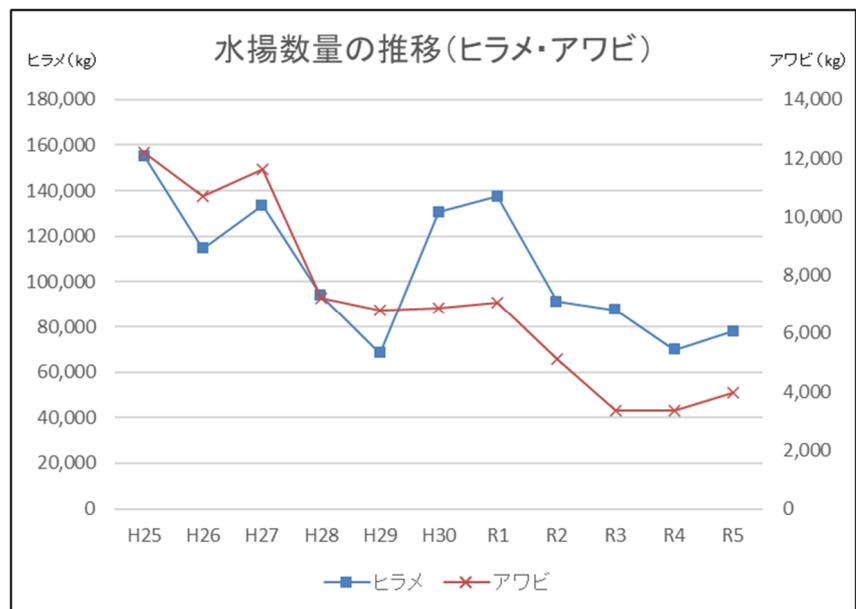
平戸市における沿岸漁業の年間水揚げ量は、平成25年度には約8.9千トンあったものの、近年は7千トンを下回って推移しています。

生産額については、令和2年度から3年度にかけてコロナ禍により大幅に落ち込みましたが、令和4年度以降は社会情勢が徐々に落ち着いてきたことに伴いコロナ禍以前の水準まで回復しており、また、水揚げ量の推移とあわせて比較すると水揚げ単価が若干上昇していることがうかがえます。



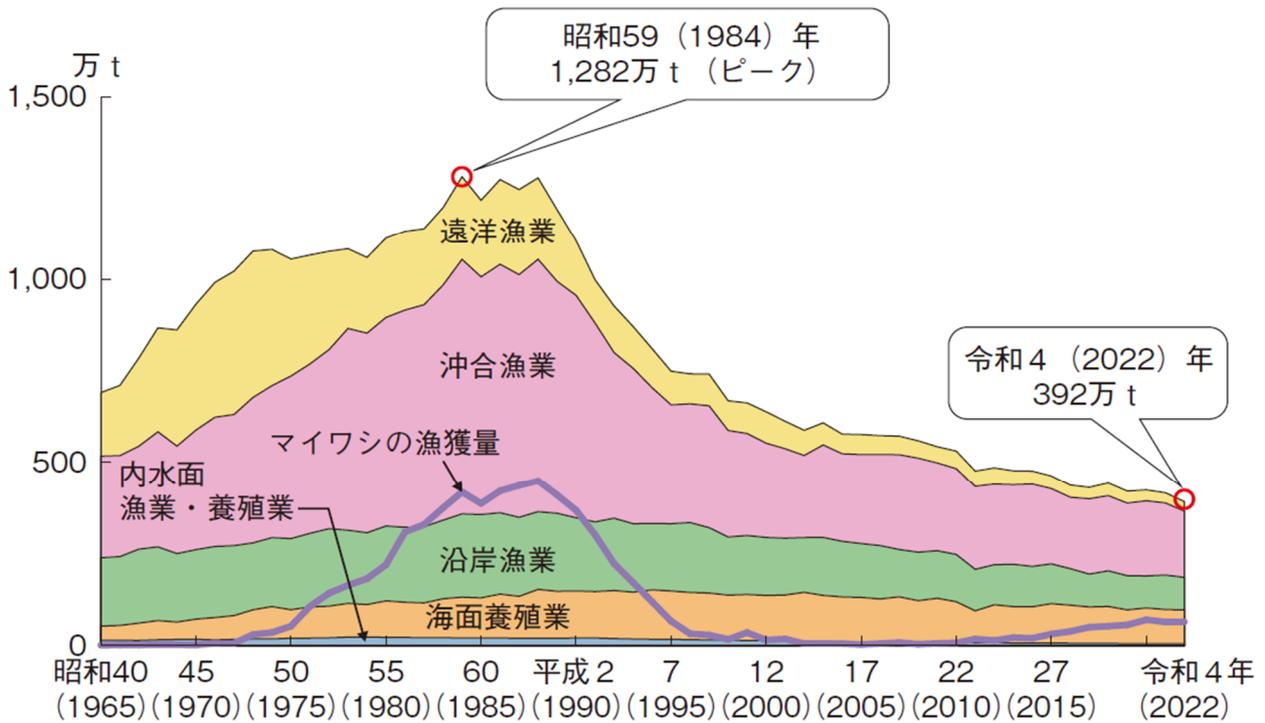
(出典：令和5年度決算に係る主要な施策の成果についての報告書)

しかしながら、主に冬場に盛漁期を迎えるヒラメ（刺網）や採貝藻漁業で漁獲されるアワビは、近年、生産量が減少傾向にあり、水揚げの維持・安定を図るためには、種苗放流と併せた資源管理策の強化や藻場等の漁場環境の保全・回復措置が急務となっています。



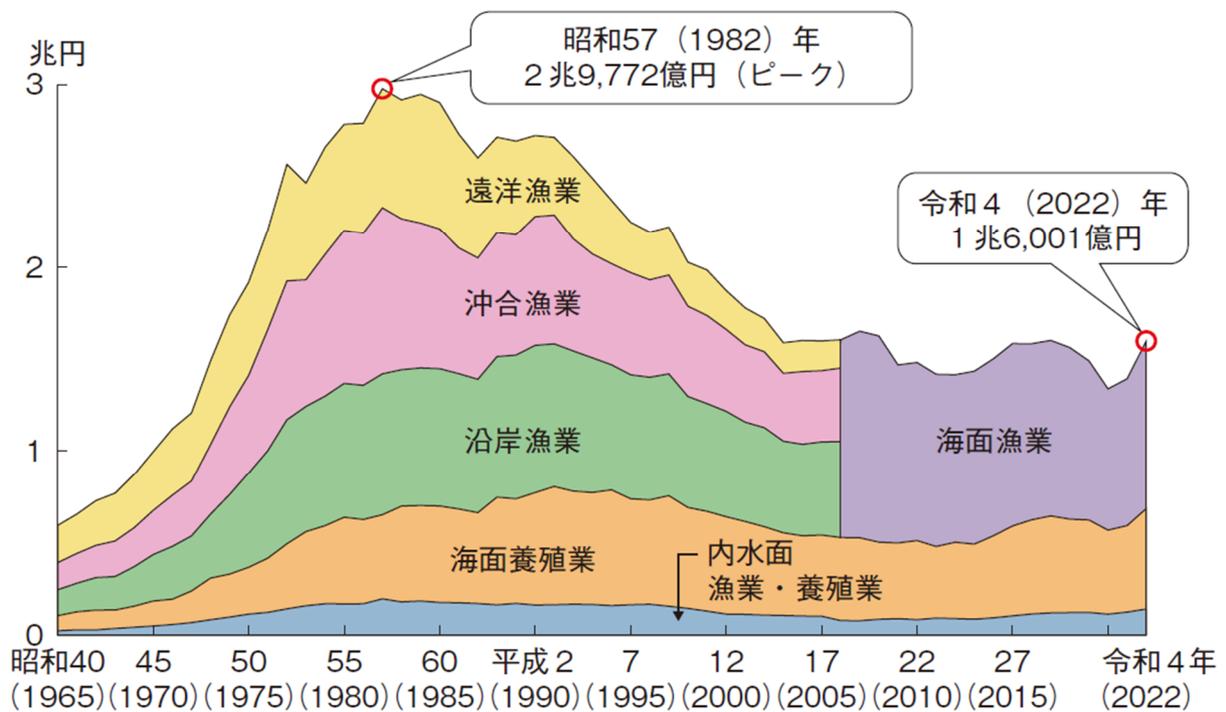
(資料：漁港港勢調査より作成)

【国内の漁業生産量の推移】



(出典：令和6年版水産白書)

【国内の漁業生産額の推移】



(出典：令和6年版水産白書)

## 第2章 平戸市の水産業を取り巻く現状と課題

### 2-2 経営体を取り巻く状況

#### ①組合員数及び漁船数

平戸市内漁協所属の正組合員数（法人等除く。）は、平成20年度に1,215人でしたが、令和6年度には782人で35.6%（433人）の減となっており、17年間で2/3まで減少しています。

加えて、60歳以上の割合は、平成20年度に46%であったものが、平成25年度以降50%を超え、令和6年度には59%にまで達しており、今後も高齢化が進むものと推測されます。

また、漁業者の減少に伴い、平成20年度に2,237隻あった漁船が、令和6年度には1,498隻で33.0%（739隻）減少しています。

以上のことから、漁業生産体制の維持及び水産物の安定供給体制を確保するためには、主に市内の漁業後継者（漁家子弟）を対象とした後継者確保対策が重要であると認識しています。

#### 【正組合員数】

下段の数値は構成比率

年度	合計	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	60歳～	法人等
H20	1,233名	2人 0.2%	12人 1.0%	86人 7.0%	204人 16.5%	343人 27.8%	568人 46.0%	18 1.5%
R06	801名	0人 0%	19人 2.4%	68人 8.5%	82人 10.2%	140人 17.5%	473人 59.1%	19 2.4%

（資料：漁協業務報告書より）

#### 【漁船数】

年度	合計	無動力	～5t	～10t	～20t	20t以上
H20	2,237隻	17隻	1,889隻	235隻	65隻	31隻
R06	1,498隻	15隻	1,225隻	182隻	52隻	24隻

（資料：漁協業務報告書より）

#### ②漁業就業者数

平戸市における漁業就業者数は、漁業センサス2023年（令和5年）では1,117人で2018年に行われた調査と比べると17.6%（238人）減少しており、長崎県内の19市町の中で14番目の減少率となっています。

### 【漁業就業者の推移】

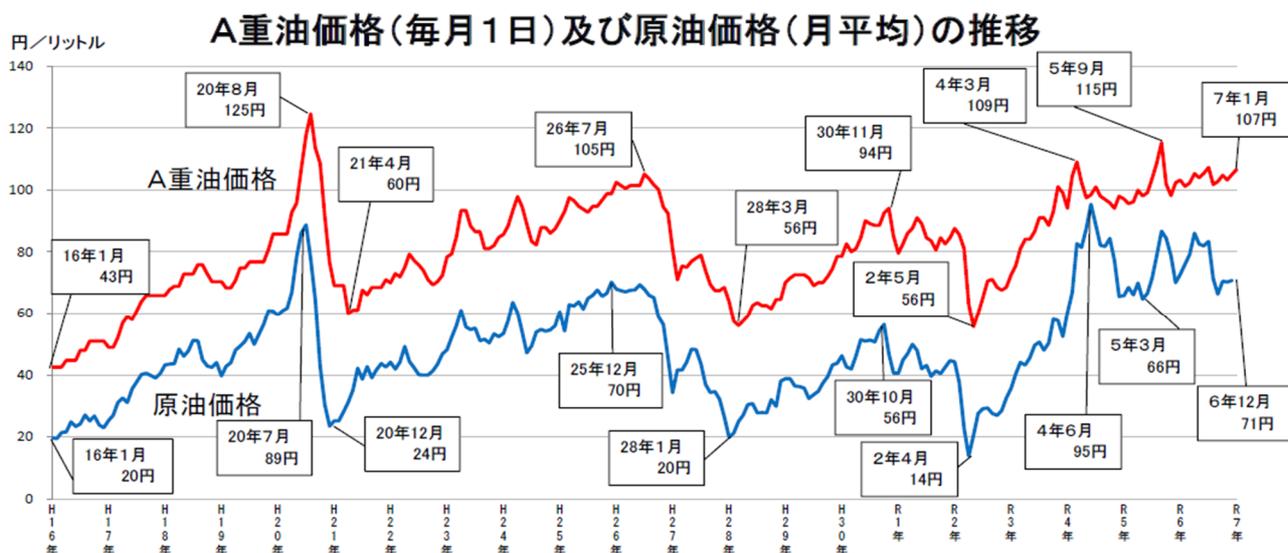
区 分	2003年 (H15)	2008年 (H20)	2013年 (H25)	2018年 (H30)	2023年 (R5)	H30-R5 の対比
15～19歳	36人	23人	21人	13人	13人	0%
20～29歳	155人	160人	141人	98人	86人	△12.2%
30～39歳	254人	187人	153人	153人	119人	△22.2%
40～49歳	479人	353人	239人	181人	146人	△19.3%
50～59歳	507人	508人	411人	282人	198人	△29.8%
60～69歳	448人	387人	382人	361人	321人	△11.1%
70歳以上	273人	307人	280人	267人	234人	△12.4%
平戸市	2,152人	1,925人	1,627人	1,355人	1,117人	△17.6%
長崎県	20,091人	17,466人	14,310人	11,762人	9,208人	△21.7%
全 国	238,371人	221,908人	180,985人	151,701人	121,389人	△20.0%

(資料：漁業センサス(海面漁業)より)

### ③その他の数値

漁業経費の中で大きな割合を占める燃油については、社会情勢の変化に伴い、これまでも価格の上下変動があったものの、近年では、不安定な国際情勢や円安などの影響で、原油価格が高い水準で推移しており、資材等の高騰と併せて、漁業者や漁協の経営を圧迫する状況が続いています。

### 【漁業用燃油価格の推移】



注1：原油価格は、翌月初旬に公表される、商品先物取引等に係るブラッドパイ原油の最終清算数値。  
 注2：A重油価格は、水産庁調べによる毎月1日現在の全漁連京浜地区供給価格。

(出典：水産庁HP「漁業経営セーフティーネット構築事業」関係)

## 第2章 平戸市の水産業を取り巻く現状と課題

### 2-3 漁場環境の状況

#### ①薄香湾、古江湾における赤潮の発生状況について

近年、薄香湾・古江湾では赤潮が度々発生しており、平成26年度や令和2年度に発生した赤潮は、海面養殖業へ大きな被害をもたらしました。海面養殖漁場においては養殖魚の餌料の食べ残しや排泄物などにより海底環境が悪化しやすいため、赤潮発生の主な原因とされていますが、様々な気候条件が揃うことで赤潮は発生します。

赤潮対策として、赤潮が発生しやすい5月～11月は週に1度、12月～3月は月に1度の頻度で海水サンプルを回収し、県の専門機関で検鏡を行っています。検鏡により海水中の赤潮プランクトンの有無や種類、細胞数を特定することによって、養殖魚介類に対する悪影響が予想される場合は、漁協を通じて養殖業者へ注意喚起を行い、餌止めや養殖筏の緊急移設等などの対策が講じられます。

加えて、令和6年度には、赤潮の発生を早期に発見し迅速な対応を行うことを目的に、佐世保市と連携して赤潮監視装置を設置したことにより、接続している海域で広域的な監視と情報の共有が可能になりました。

また、市単独事業を活用し、関係漁協において赤潮防除剤を備蓄することで、赤潮発生時に迅速な初動体制が取れるよう取り組んでいます。

なお、赤潮による養殖魚介類の被害が生じた場合、本市は県と連携し、中間魚の購入費用やへい死した魚介類の処理費用について、漁協に対し一部助成を行っています。

#### 【薄香湾、古江湾における赤潮の発生状況一覧】

年度	発生日	赤潮構成種	毒性	最大細胞数 (細胞/mL)	養殖漁業 への被害
H20	9月22日	コクロディニウム・ポリクリコイデス	有	88	
	11月7日	メソディニウム・ルブラム	無	810	
		コクロディニウム・ポリクリコイデス	有	195	
		アレキサンドリウム・カテネラ	有	173	
		ギムノディニウム・カテナータム	有	138	
H21	7月9日	カレニア・ミキモトイ	有	4,420	
H22	赤潮発生無し				
H23	7月7日	カレニア・ミキモトイ	有	21,400	
	11月30日	ミリオネクタ・ルブラ	無	1,890	
H24	9月14日	コクロディニウム・ポリクリコイデス	有	449	
	11月2日	カレニア・ディジタータ	有	5,600	○
H25	赤潮発生無し				
H26	7月4日	カレニア・ミキモトイ	有	21,100	○
H27	7月7日	カレニア・ミキモトイ	有	33,000	○
H28	赤潮発生無し				



## ②藻場について

藻場は魚介類の餌場としてだけでなく、産卵場や幼稚仔魚の育成場でもあることから「海のゆりかご」とも呼ばれています。また、二酸化炭素の吸収や酸素の供給といった一次生産や水質浄化機能を有するなど、環境保全の場としても生態学的に重要な機能を有しています。

しかし、全国的に藻場面積が減少し「磯焼け」（海藻類が枯れてなくなり、海底が焼けた後のように白く見えるような状態）が進行しています。

本市沿岸部では、特に大型海藻種であり周年藻場を形成するアラメ・カジメ類の減少が著しく、春から夏にかけてのみ形成される春藻場主体へと移行している状況にあります。

磯焼け発生の原因を具体的に特定することは非常に困難ですが、何らかの原因により植食性生物の摂食量と海藻の生産量のバランスが崩れ、植食性生物の摂食量が海藻の生産量を上回っているために継続すると指摘されており、そのバランスが崩れる要因を特定した上で、地区の状況や原因に応じた対策が必要となります。

本市では、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、地域が主体となって、ガンガゼやアイゴなどの食植生生物の駆除や海藻の種子を散布するための母藻設置などに取り組んでいますが、一般的に藻場の回復には長期間（場合によっては半世紀以上）に渡る継続的な取り組みが必要と考えられており、磯焼け対策に取り組む地域の漁業者など関係者のモチベーション維持が重要な課題となっています。



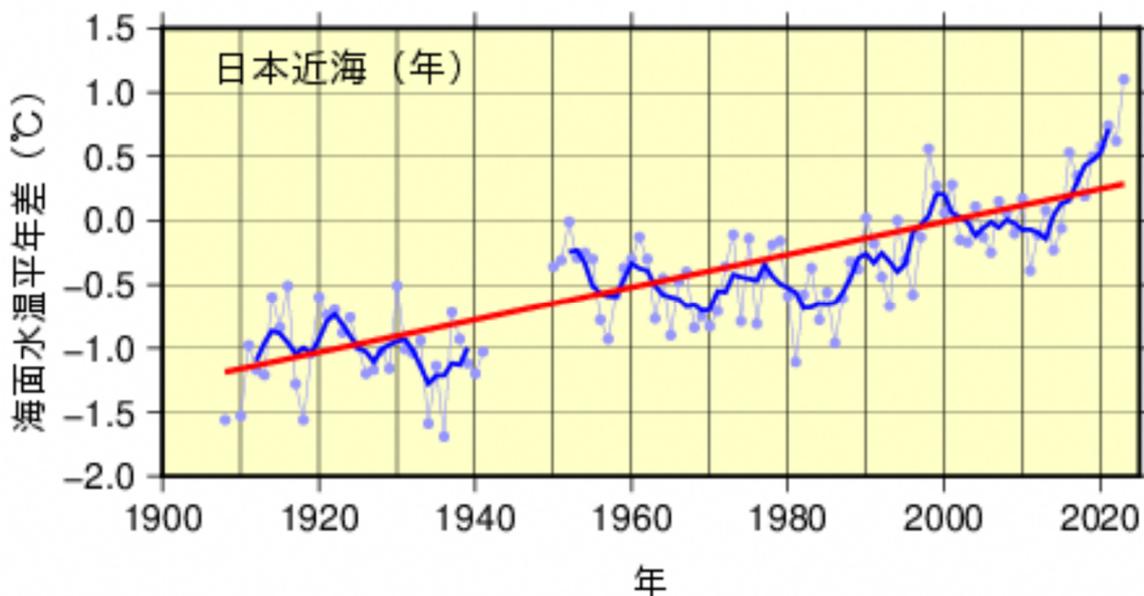
（左上）繁茂する大型海藻  
（右上）磯焼けが進んだ海底  
（左下）潜水でガンガゼを駆除する様子  
※いずれも平戸市沿岸部の写真

### 【今後の対応】

現在、藻場保全に関する取組みは国などの事業活用が基本となっています。しかし、藻場保全や回復には長期間要することから、事業活用だけにとどまらず地域が主体性を持ち、長期的な取組みの意義を理解しながら藻場保全活動を推進する体制づくりが重要となってきます。

今後、改めて、藻場の機能や重要性、役割など漁業者だけではなく地域住民全体での理解促進を図りながら、事業活用に頼らなくても地域全体での藻場保全に向けた体制づくりが重要であると考えます。

### 【日本近海における平均海面水温の推移】



※赤い太線は、長期変化傾向を示す。

(出典：気象庁 海面水温の長期変化傾向)

### 第3章 施策推進への取組み

#### 3-1 漁場環境の維持保全及び漁業生産の安定化

##### 【現状と課題】

水産資源の保護・育成に重要な役割を果たす藻場については、1990年代以降、地球温暖化等に伴う海水温上昇により海藻類が減少・消失する、いわゆる「磯焼け」が進行し、魚介類の産卵場所や稚魚の時期を過ごす育成場所が少なくなっています。

そのため、沿岸漁業においては、藻場の保全及び再生による漁業資源の維持・回復を図る必要があります。また、養殖業においては、漁場環境の変化に対応した品種の育成や適正な養殖管理などを行う必要があります。

##### 【対策】

本市にとって重要な水産物の生産を維持するため、国県と連携して沿岸域における磯焼け対策を継続するとともに、効果的な栽培漁業や資源管理への取組みを支援します。

また、養殖魚の安定的な生産体制を維持するため、赤潮対策として海水のモニタリング体制を継続するとともに、漁場環境の改善に取り組みます。

- 資源管理型漁業の推進（資源管理の高度化） ⇒次世代につなぐ水産資源の確保
- 藻場の維持・保全・回復への取組み ⇒藻場の保全、次世代につなぐ水産資源の確保
- 赤潮対策（モニタリング・漁場環境改善） ⇒赤潮による漁業被害の低減等
- 陸上養殖実証試験の実施 ⇒持続可能な水産業の確立、収益性の向上
- 自然環境に配慮した操業体制の推進  
⇒持続可能な水産業の確立、資源管理と収益性の両立

##### 【関連施策】

###### ■地域水産資源環境調査事業

- ・・・地域の重要資源となる魚種の種苗放流、広域監視体制等の赤潮対策

###### ■T P P関連各種事業 ・・・所得向上に資する漁船・機器等整備の支援

###### ■新たにチャレンジ水産経営応援事業

- ・・・漁業経営体の経営改善に向けた計画づくりとその取組みに対する支援

###### ■水産多面的機能発揮対策事業

- ・・・水産業及び漁村の多面的機能の発揮に資する地域の取組みに対する支援

##### 【次期計画に向けて】

◎ 水産資源の減少に対応し将来にわたって持続可能な水産業の実現を図るため、国は適正な資源評価とそれに基づく漁獲制限に取り組んでいます。また、海洋環境の変化に伴い資源が変動していく中であって、資源管理の推進を踏まえた上で、漁法や漁獲対象魚種の複合化など最適な操業形態への転換や、スマート水産技術を活用した操業の効率化が求められます。

◎ 地球温暖化に伴う海水温の上昇や海洋マイクロプラスチックは、私たちに多様な恩恵をもたらす海洋資源を脅かす問題であり、藻場の保全や環境に配慮した漁業への取組みが今後の課題となっています。

### 第3章 施策推進への取組み

#### 3-2 戦略的な流通・販売体制の構築

##### 【現状と課題】

魚価が低迷する中、燃油や漁業資材の高騰、更には産地市場の集荷能力の低下や出荷・販売に要する流通コストも増加しており、系統団体への共販出荷に頼らざるを得ない状況となっています。また、量販店や外食チェーンなど買い手市場（価格の主導）傾向や食品衛生法の改正により 2020 年から実施されている HACCP に基づく高度衛生管理への取組みが必須であり、水産物の流通は厳しさを増す環境となります。

そのため、生産者自らが、品質の高さやオリジナルティを前面に出したブランド化や旗艦魚種（フラッグシップブランド）への取組みと併せて、高度衛生管理の徹底が前提となった市場への対応を進めていく必要があります。

##### 【対策】

消費者のニーズを的確にとらえた水産物の提供や水産物の消費拡大による漁業所得の向上を目指すとともに、ICT などの新技術や最新の鮮度保持技術を活用しながら衛生管理の徹底による高品質化及び戦略的な流通・販売体制の構築を図ります。

□高鮮度・高品質な水産物流通体制の推進

⇒高度衛生管理への対応、水産物の高付加価値化への取組み

□漁協間連携などによる効率的な出荷体制の構築

⇒水揚から出荷までの効率化による時間・経費の削減

□漁協直販事業の強化及び魚職普及の推進

⇒生産者、産地の主体性と創意工夫の発揮促進

##### 【関連施策】

■豊かな海づくり事業・・・高付加価値型漁業の振興対策などの支援

■水産物流通販売体制強化支援事業・・・流通販売体制の改善対策などの支援

■広域浜プランの具体的な推進

・・・流通体系の再構築（系統出荷、共販出荷、産直販売等）にかかる  
漁協の取組みの支援

##### 【次期計画に向けて】

◎ HACCP 制度の導入に伴い、生産者には高度衛生管理を前提とした市場変化への対応が求められており、他地域との競争や海外へ輸出するにあたっては、高度衛生管理に対応した荷捌き施設や加工場の整備が重要となってきます。

◎ 西九州道路の延線開通に伴い流通・販路の多様化が期待されており、水産業においても、この機会を十分に活かす施策が求められます。一方で、「2024 年問題」が輸送コスト・輸送体制の面で物流に大きな影響を及ぼしており、特に鮮度が商品価値を左右する水産物にとっては、より効率的で経済的な流通体制の構築が課題となっています。

### 第3章 施策推進への取組み

#### 3-3 漁業後継者対策及び漁家と漁協経営の安定化

##### 【現状と課題】

組合員数の減少と高齢化が進む中、担い手の確保・育成を図るために、漁協や国県と連携し、新規漁業就業者の受入・定着及び漁家の所得向上・経営安定化を推進する必要があります。

一方で、漁業者が主体的に課題解決を図る浜プラン等の取組みを進めるにあたっては、漁業者をサポートする漁協の役割が大きく、その役割が十分に発揮されるよう、漁協の経営基盤の強化が必要です。

##### 【対策】

漁業の担い手対策として、新規就業者及び漁業後継者の経営独立や、漁村の中核を担う漁業者の所得向上などにつながる支援に取り組めます。

また、漁協の組織及び事業の再編強化や共同利用施設の集約化・長寿命化対策を支援することで、漁協の経営基盤の強化を図ります。

##### □漁業後継者の確保・育成の推進

⇒新規就業者に対する研修制度やフォローアップ体制づくり

##### □スマート水産業の推進、共同利用施設の集約化・長寿命化に対する支援

⇒ICT・IOTの活用推進、省力化・効率化による生産性の向上

##### 【関連施策】

##### ■漁業と漁村を支える人づくり事業

・・・新規就業支援（漁家子弟、UIターン）、就業フェアへの参加等を支援

##### ■漁業後継者経営独立支援事業

・・・若手漁業者の経営安定化に資する機器等の整備、研修会等の実施を支援

##### ■水産物流通販売体制強化支援事業

・・・漁協の経営安定化を図るため共同利用施設等の整備を支援

##### ■地域浜プランの具体的な推進

・・・漁業者の所得向上に係る漁協の取組みを支援

##### 【次期計画に向けて】

◎ 水産業においても「働き方改革」の実現に向けた取組みが必要であり、漁業人材を確保していくためには、働きやすい環境の整備や、やりがいのある魅力的な職場づくり、地域外からの人材（外国人・UIターン）を受け入れる環境の整備が求められます。

◎ 来遊してくる資源を活用する沿岸漁業は、絶えず変化する海況や漁模様に左右され、また近年では、コロナ禍や燃油高騰などの外的要因からも影響を受けてきました。持続可能な水産業を実現するためには、海洋環境や社会情勢の変化に対応できる「強い経営体」の育成が不可欠であり、漁業者が安心して操業を継続していくための支援が必要です。

### 第3章 施策推進への取組み

#### 3-4 漁港の再編・機能向上

##### 【現状と課題】

市が管理する漁港は18港あり、県が管理する全ての漁港及び港湾を含めると39港にもなります。既に整備が完了した漁港では、老朽化した漁港施設の機能保全対策や防災対策が必要となっています。

水産業や漁村の発展、振興及び水産物の安定的、効率的な生産体制の確保のため計画的に漁港等の更新整備を進めることにより、本市の水産業が競争力を備え、漁場環境の変化に対応可能な広域的な整備を実施することで、地域全体の生産力の底上げを図り、活気がある住みやすい漁村を目指します。

また、漁港施設の有効活用を検討しながら、既存施設の有効利用のあり方について協議を進めていきます。

##### 【対策】

漁業活動の拠点である漁港について、機能分担を明確化するとともに、国の事業を活用した機能向上や老朽化対策及び国土強靱化への対応を実施します。

□漁港再編のための関係機関との連携

□漁港機能の強化と防災対策などの推進

⇒港内での安心安全な漁業活動に資するための施設整備の推進

□漁港用地及び水域の有効活用の推進

⇒漁港合併による機能集約及び、遊休施設となる水域を活用した海面漁業等の実施

##### 【関連施策】

■漁村再生交付金事業・・・就労環境の改善を図る施設等の整備

■水産物供給基盤機能保全事業・・・経年劣化した施設の機能保全対策工事

■水産生産基盤整備事業

・・・拠点漁港の用地不足解消、漁獲物の鮮度保持のための防暑施設等の整備

■漁港機能増進事業・・・漁港の安全性向上及び就労環境改善のための施設整備

■漁業集落環境整備事業

・・・漁港背後集落における衛生関連施設、防災関連施設等の整備

##### 【次期計画に向けて】

◎ 漁港施設は、水産業にとって重要な生産基盤であるため、漁業者が安心安全に利用できるよう、引き続き適正な施設管理・保全に努めるとともに、大型化する台風や頻発する地震に備えて、防災対策の強化を図る必要があります。

◎ 国は、衰退する漁村地域の活性化を図るため、遊休化した漁港施設を活用した「海業」の取り組みを推進しています。本市にとって水産業は重要な基幹地場産業ですが、高齢化が顕著な漁村地域や漁港施設利用の現状を把握し、将来を見据えた上で、漁港の集約化と合わせて施設の有効活用を検討していく必要があります。

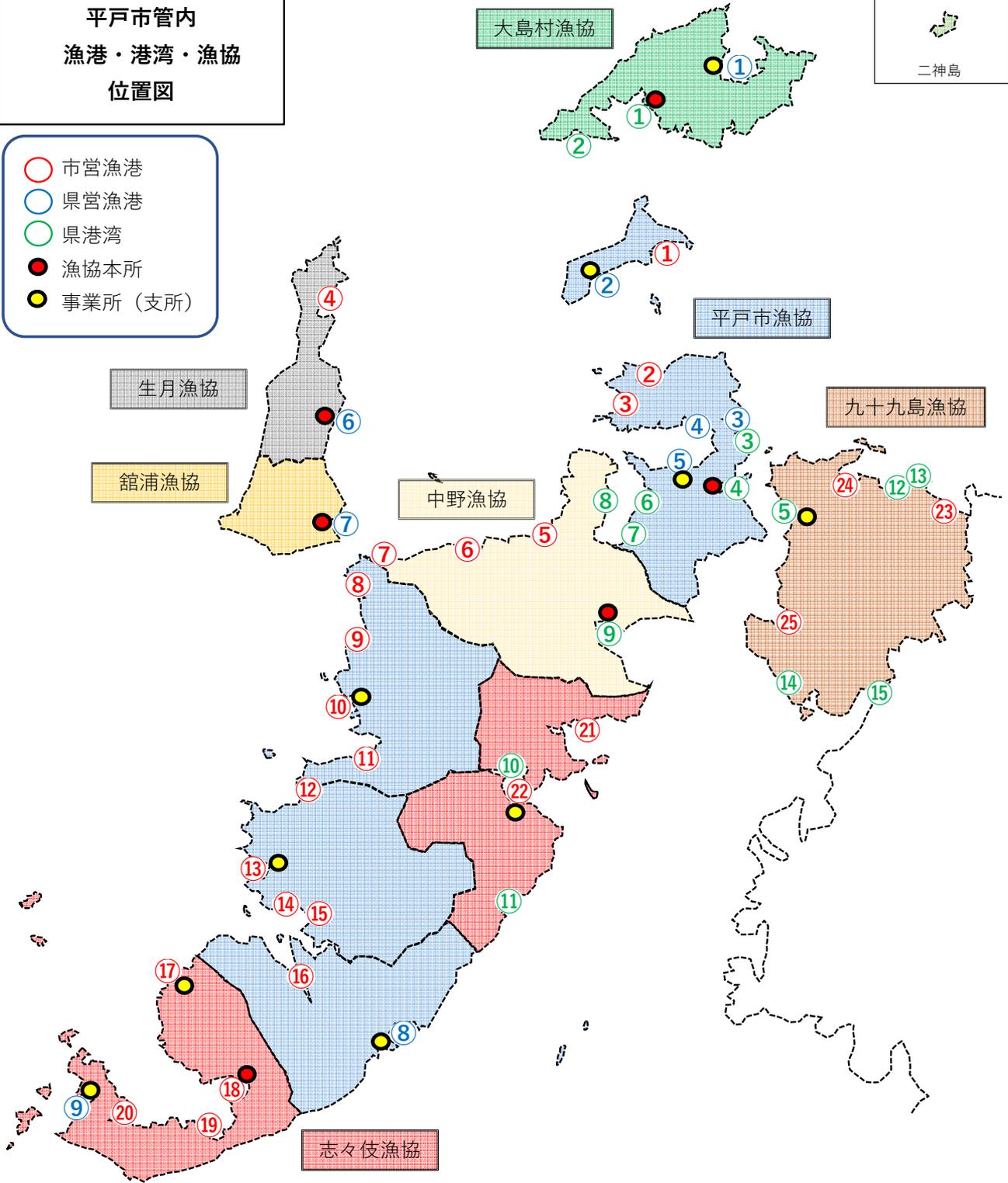
平戸市管内 漁港・港湾一覧

地域	市営漁港				県営漁港				港湾			位置図 番号	参 考 (所属漁協)	
	漁港名	地区	区分	位置図 番号	漁港名	地区	区分	位置図 番号	港湾名	地区	区分			
平戸	飯盛漁港		第1種漁港	①	度島漁港		第2種漁港	②	平戸港	本港	地方港湾		平戸市漁協	
	新大久保漁港	泊ヶ浦	第1種漁港	②	田助漁港	本港	第2種漁港	③		白浜	地方港湾	④		
		須草	第1種漁港	③			幸の浦		第2種漁港		小川	地方港湾		
	新獅子漁港	獅子	第2種漁港	⑩	薄香湾漁港	本港	第2種漁港	⑤	中ノ浦港		56条港湾	③		
		飯良	第2種漁港	⑫			曲り	第2種漁港	④	古江港	後平	地方港湾		⑥
		根獅子	第2種漁港	⑪			潮の浦	第2種漁港			木引	地方港湾		⑦
		高越	第2種漁港	⑨	前津吉漁港		第2種漁港	⑧						
	春日	第2種漁港	⑧											
	堤漁港		第1種漁港	⑬										
	西浜漁港		第1種漁港	⑭										
	猪渡谷漁港		第1種漁港	⑮										
	古田漁港		第1種漁港	⑯										
	中野漁港	白石	第1種漁港	⑦					川内港		地方港湾	⑨		中野漁協
		下中野	第1種漁港	⑤					古江港	宮の浦	地方港湾	⑧		
		主師	第1種漁港	⑥										
	宝亀漁港	本港	第1種漁港	⑰	宮ノ浦漁港		第2種漁港	⑨	紐差港		56条港湾	⑩	志々伎漁協	
		神鳥	第1種漁港							大川原港		56条港湾		⑪
	木ヶ津漁港	本港	第1種漁港	⑱										
		鎌ノ首	第1種漁港											
	早福漁港		第1種漁港	⑰										
	志々伎浦漁港		第1種漁港	⑱										
	船越漁港	本港	第1種漁港	⑲										
		向月	第1種漁港											
		飯田	第1種漁港											
	福良漁港	本港	第1種漁港	⑳										
		野子	第1種漁港											
	小計	14港 27地区				5港 8地区				6港 10地区				
生月	御崎漁港	御崎浦	第1種漁港	④	生月漁港		第2種漁港	⑥					生月漁協	
		元浦	第1種漁港											
		水ノ浦	第1種漁港			館浦漁港		第3種漁港	⑦				館浦漁協	
小計	1港 3地区				2港 2地区									
田平	釜田漁港		第1種漁港	⑳					久吹港		56条港湾	⑫	九十九島漁協 田平支所	
	生向漁港		第1種漁港	㉑					鯨ヶ浦港		56条港湾	⑬		
	一六漁港		第1種漁港	㉒					田平港	八幡	地方港湾	⑤		
			野田		地方港湾									
			第1種漁港						江迎港	深月	地方港湾	⑮		
		第1種漁港						大塔港		56条港湾	⑭			
小計	3港 3地区								5港 6地区					
大島					大根坂漁港		第1種漁港	①	大島港		地方港湾	①	大島村漁協	
									獅子吼港		56条港湾	②		
小計					1港 1地区				2港 2地区					
計	18港 33地区				8港 11地区				13港 18地区					

- ・第1種漁港：その利用範囲が地元の水産を主とするもの [※大根坂漁港＝県管理委託]
- ・第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港（その利用範囲が全国的なもの）に属さないもの
- ・第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの
- ・地方港湾：重要港湾（国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの）以外の港湾
- ・56条港湾：港湾区域の定めない港湾（港湾法第56条）

平戸市管内  
漁港・港湾・漁協  
位置図

- 市営漁港
- 県営漁港
- 県港湾
- 漁協本所
- 事業所（支所）



## 第4章 計画推進のために

### (1) 水産政策の改革

かつて世界一を誇った日本の漁業生産量は、今やピーク時の半分以下に減少しており、また、漁業者の減少・高齢化も急速に進んでいます。

国の試算では、このままでいくと約30年後（2053年以降）の漁業従業者が7万人程度と現在の半分まで減少すると予測されています。

このため国は、約70年ぶりとなる漁業制度の見直しを含む「漁業法等の一部を改正する法律」を平成30年12月に公布し、令和2年12月に施行しました。

【水産政策の改革のポイント】

（出典：水産庁HP「水産政策の改革パンフレット」）

### 新たな資源管理システムの導入（TAC管理）

我が国の資源管理は、許可制度に基づく船舶のトン数規制などを中心とし、アジ、サバなどは漁獲可能量（TAC）制度の下で漁獲量管理を行ってきましたが、TAC対象魚種が限られていたこと等もあり、漁業生産量の減少は続いています。

このため、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復することを目標として、TACを基本とする新たな資源管理システムを構築することで漁獲量等の増大を目指します。（TAC対象魚種は早期に6割→8割を目指す（漁獲量ベース））

#### 【概要】

- ✓ 資源管理は、資源評価に基づき、TACによる管理を行い、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復させることが基本
- ✓ 資源調査を行い、その結果による資源評価を踏まえて資源管理目標を設定
- ✓ 資源管理目標に従いTACを設定

### 漁獲割当て（IQ）の導入

TACを漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTACの管理を行う漁獲割当て制度（IQ）には、

- ① 責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能となるとともに、
  - ② 割り当てられた漁獲量を漁業者の裁量で計画的に消化することで効率的な操業と経営の安定が促される
- といったメリットがあります。

このため、準備が整った漁業・海域からIQを導入することにより、早いもの勝ちで魚を獲るのではなく、漁業者が計画的に操業時間・日数を調整できる効率的な漁業を実現します。

#### 【概要】

- ✓ 特定の魚種、漁業種類、操業区域の区分において、船舶毎のIQを導入
- ✓ IQの準備が整わない場合は、従来どおり漁獲量の合計による管理を実施
- ✓ IQの移転は、船舶の譲渡など、一定の場合に限定し、大臣等の認可が必要

## 漁業許可制度の見直し

漁船漁業については、競争力を高め、若者に魅力ある産業とすることが必要です。

近年の技術の発展等を踏まえ、新漁法に対する許可や複数の漁法をまとめた形の許可などに柔軟に対応できるよう、漁業許可制度を見直します。また、大臣許可漁業の一斉更新制度を廃止し、適格性を有する者は継続して許可が受けられる一方で、新たな許可を行う場合は、その都度、公示を行うことで新規参入できるようになります。

また、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるために、船舶の大型化を進めていくことが必要です。このため、国が責任を持って関係漁業者との調整を図った上で、漁獲量全体に占めるTAC対象魚種の漁獲量の割合が高い漁業のうち、IQの導入が進んだものについて船舶の規模に係る制限を定めないこととします。

### 【概要】

- ✓ 許可体系を見直すとともに、随時新規・更新許可を行う制度に転換
- ✓ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付け
- ✓ 漁獲割当（IQ）を導入した漁業のうち一定の条件が確保されたものについては船舶の規模に関する制限を定めない

## 養殖・沿岸漁業（漁業権制度の見直し）

我が国の沿岸水域が様々な漁業によって重複的に利用されている中で、資源管理を適切に行い、漁場の円滑な利用を確保するために漁業権制度が果たしている機能は極めて重要なものです。

漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域差はありますが、利用されない漁場も出てきており、どうやって浜を存続させていくかが課題となっています。このため、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図ります。

なお、新たな区画を設定する場合にも、都道府県知事はその水域を利用している漁業者や関係する漁協等の意見を聴き、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定する必要があり、周辺で操業する他の漁業への影響等を考慮しなければなりません。

### 【概要】

- ✓ 都道府県知事は、海面を総合的に利用するため、海区漁場計画を定める
- ✓ 共同漁業権の免許の適格性を有するのは、漁協又は漁連のみ
- ✓ 定置・区画漁業権は、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許し、それ以外の場合(漁業権の新設等)は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許
- ✓ 都道府県知事は漁場計画の作成に際し水域を利用する漁業者等の意見を聴かなければならない
- ✓ 新区画の設定に際しても、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定することが義務付けられるため、都道府県知事は周辺で操業する他の漁業への影響を考慮することが不可欠

## 沿岸漁場管理制度

沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、それ自体が収益を生むものではありませんが、将来にわたって良好な漁場を維持し、沿岸水域の漁業生産を増加させていく観点から、従来から漁協が組合員のための事業として実施しています。

他方、組合員の減少や高齢化、新規参入等により組合員以外の漁場利用者が増加した場合、組合員による負担を前提とした漁協の活動だけでは限界が生じてくる可能性があります。また、一部の漁協では参入した企業等から漁場管理のために協力金等を徴収していますが、根拠が不透明との指摘もあります。

このため、漁協等が、構成員以外を含め漁場を利用する者が広く受益する保全活動を実施する場合に、都道府県がその申請に基づいて指定し、一定のルールを定めて沿岸漁場の管理の業務を行わせることができる仕組みを新たに設けることとしました。

### 【概要】

- ✓ 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、保全活動を実施する漁場ごとに漁協等からの申請により、海区漁業調整委員会の意見を聴いて沿岸漁場管理団体として指定
- ✓ 指定された漁協等は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受ける
- ✓ 沿岸漁場管理規程には、保全活動の目標や内容、費用の見込みに関する事項（構成員以外から協力を求める場合は、その算定根拠や使途等を含む）等を規定
- ✓ 漁協等は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を実施

## 密漁対策のための罰則強化

近年、悪質な密漁が問題になっています。特に、沿岸域においてナマコ等を狙った密漁は、その行為の態様が極めて悪質化しており、組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返され、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与えています。

このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物（ナマコ、アワビ等を想定）を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化します。

### 【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

## 漁協制度の見直し

漁業者の所得向上のためには、漁協の販売事業の強化が重要です。各地の漁協で小売業者との直接取引、産地市場の統合、ブランド化による浜値の向上など多様な取組が展開されています。より多くの漁協にチャレンジしていただくため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する方を1人以上登用していただくこととします。

### 【概要】

- ✓ 漁協は、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定
- ✓ 販売事業を行う漁協は、理事のうち1人以上は水産物の販売等に関し実践的能力を有する者を登用

## 海区漁業調整委員会の委員選出方法等の見直し

海区漁業調整委員会は、漁業者・漁業従事者を主体として、漁業調整上重要な役割を果たしています。今後、資源管理や水域の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割は更に重要性を増すものと認識しています。

このため、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を維持し、漁業者・漁業従事者の意見を反映できる委員会としつつ、このような役割をよりの確に果たせるよう、委員の選出方法等を見直します。

### 【概要】

- ✓ 海区漁業調整委員会は、都道府県知事による海区漁場計画の作成や漁業権の免許に当たっての意見、委員会指示の発出等を行う行政委員会
- ✓ 委員は、漁業に関する識見を有する者から、都道府県知事が議会同意を得て、任命
- ✓ 委員の定数は15名とするが、10～20名の範囲内において条例で定数の増減が可能
- ✓ 委員の過半数は漁業者・漁業従事者でなければならない。都道府県知事は、地区、漁業の種類等に著しい偏りが生じないよう配慮。その他、資源管理や経営問題に詳しい学識経験者や利害関係を有しない者を含む
- ✓ 委員の選任に際しては、漁業者・団体による推薦や応募を行い、その結果は公表するとともに、知事はこれを尊重する義務あり

## (2) ICT（情報通信技術）の活用

近年、情報技術（IT）の飛躍的な発達により、大きな情報化の波が訪れ、大量かつ速い情報伝達が可能となりました。

今後、持続可能な水産業を確立するためにも、資源管理が重要であることは、水産政策の改革のポイントの中でも触れられているところです。

このため、漁業における情報通信技術の活用への取り組みが、各分野で進められています。

### (3) 陸上養殖への転換と再生可能エネルギーの活用

今後、養殖場は“海”から“陸”へシフトしていくものと思われます。

陸上養殖は、赤潮や台風等の自然災害を受けにくく、また陸上で飼育するため給餌などの飼育作業の負担が少なく、女性や高齢者にも対応できるなどいくつかの長所があります。

その中でも陸上養殖の最大の利点は、年間を通じて水温を調整できるので、養殖対象魚種の特性を把握して養殖に最適な環境を設定し、その環境を安定的に維持することで、養殖期間が短くなるなど生産性が高まるというものです。

しかし、問題は水槽、浄化装置や循環ポンプなど施設の建設費がかかり、また飼育水を循環させるための電気代などの運転経費が必要となります。特に水温調節には重油代や電気・ガス代などの光熱費が嵩み、生産コストに大きく影響してきます。陸上養殖のトラフグでは、温度調節にかかった電気代が、ランニングコストの約 20%を占めているという報告もあります。

◎陸上養殖のメリット	◎陸上養殖のデメリット
(1) 飼育環境の人為的管理が可能 ・ 気候・気象等の影響がない。 ・ 生産性の向上 ・ 品質の向上が可能	(1) 施設整備のインシヤルコスト、電気使用量等のランニングコストが高額（最大のネック）
(2) 魚種の制約を受けずにブランド化が可能	(2) 複数の機材を使用するため故障等のリスクが相対的に高い。
(3) 「養殖＝薬品を使用」というイメージからの脱却 ・ 基本的に薬品は使用しない。	(3) ウィルス、魚病等が持ち込まれた場合や、停電等のトラブルが発生した場合、大きな被害が発生する可能性
(4) トレーサビリティの対応が容易化	
(5) 外部環境への影響の軽減	
(6) 場所の制約が少ない。 ・ 海面や海の近くである等の制約がない。	
(7) 作業量の軽減 ・ 漁船・漁具を用いた作業がない。	

また、漁港には冷凍・冷蔵施設や加工施設等、多くのエネルギーを消費する施設が集中して立地しており、全国の漁港では合わせて約 6 億 5,300 万 kWh/年の電力及び約 250 万 kl/年の燃油を消費し、年間約 680 万トンの二酸化炭素が排出されていると推計されています。

燃油価格が高止まりしている中、燃油消費量の削減は経営上も重要な課題ですが、漁業は自然環境に大きく依存し、環境の変化により大きな影響を受ける産業であることから、燃油の使用は地球温暖化につながるとの指摘もある中、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの活用により、自然環境の保全に貢献することが重要です。

#### (4) 漁業所得向上のための流通販売方法の改善

魚価の安定を図るには多様な市場ニーズに対応しながら利益を確保する必要があり、市場価値を高めるために“ひと手間”を掛ける工夫と“有効な販路開拓（流通の多様化）”が不可欠だと考えます。

販売単価を上げるためには、“魅力的な商材の確保（出荷）”が絶対条件となりますが、魅力的な商材とは“鮮度と品質管理の行き届いた”旬の鮮魚であることです。管理を徹底して“良い魚”を提供できれば単価アップが期待できますし、それがいわゆる“付加価値”だと考えます。

このような“付加価値”を生み出すために、平成30年度から令和4年度の5か年にわたって、市が主体となり、東京豊洲市場の仲買人による鮮度や品質管理に関する現地講習会の開催や、実際に豊洲市場まで搬送した鮮魚の鮮度管理の違いによる身質の比較検証を行い、高級食材としての可能性を探るとともに市内漁協管内における流通改善意識の向上に取り組んできました。

【本市のこれまでの取組み：H30～R4】

- ・衛生管理向上講習会・現場指導
- ・水産流通研究会（水産ビジネスの優良事例、ブランド魚種構築など）
- ・著名料理人による評価アドバイス
- ・各分野の有力実務者による市内巡回指導
- ・豊洲市場への出荷（輸送）実証試験
- ・販売促進（フードスタイルなどの商談イベント参加）
- ・平戸産品 PR（平戸商材フェア「平戸ナイト」）

令和5年度以降は、平戸産の水産物全体の価値を引き上げ、ヒラメ・ウチワエビ・クエに次ぐ旗艦魚（フラッグシップブランド）を創り上げることを目的に、市内各漁協地域の実態に合った流通改善策をさらに促進していくため、漁協等を主体とした地域独自の取組みを支援しています。

【市内各漁協地域の実態に合った流通改善対策促進：R5～R9】

- ・水産物流通販売対策強化支援事業（ソフト事業）

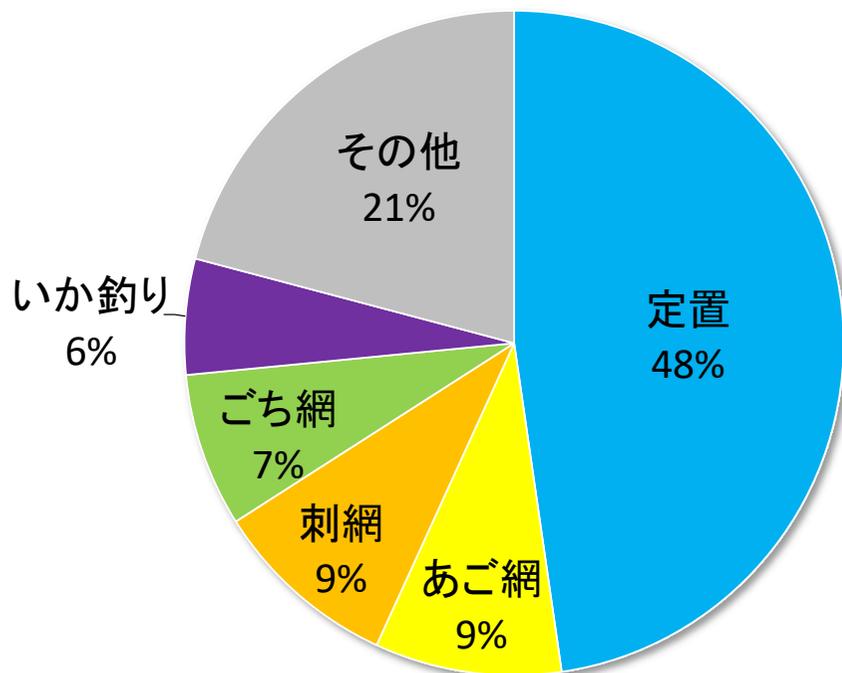
# 平戸市管内水揚状況(大中型まき網を除く)

＜令和5年1月～12月＞

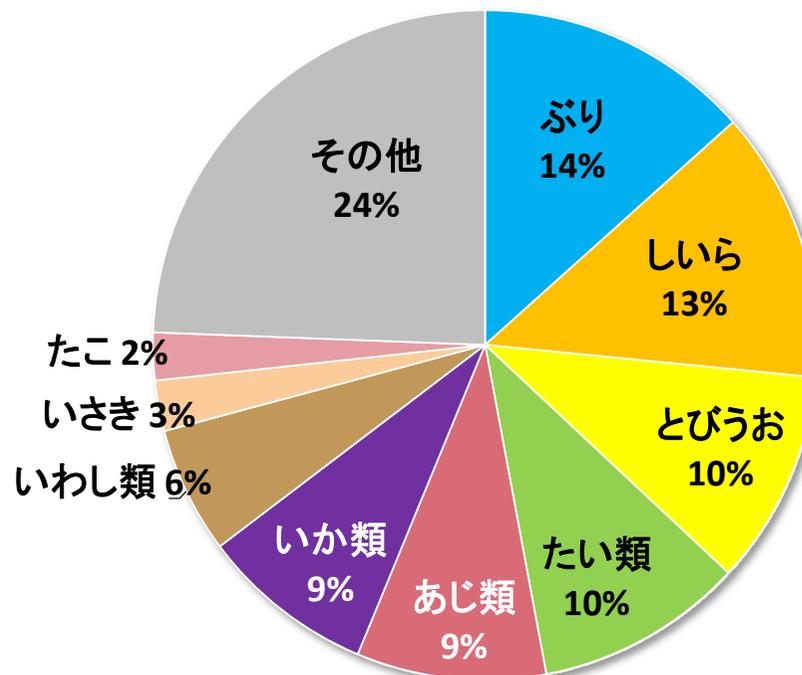
総水揚額 4,732百万円

総水揚量 6924.1トン

【業態別】



【魚種別】

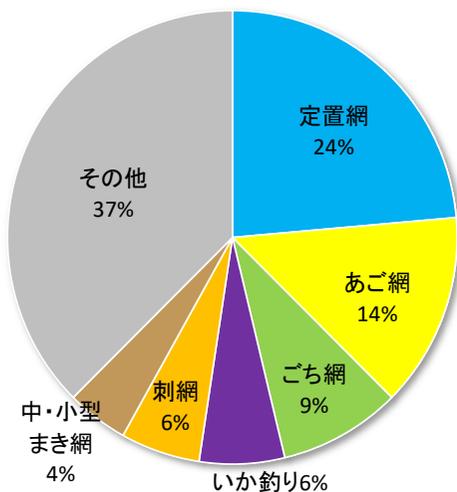


# 各漁協業態別の割合

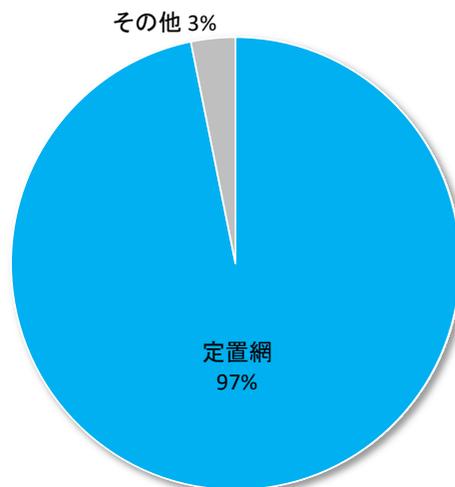
<令和5年1月～12月水揚量>



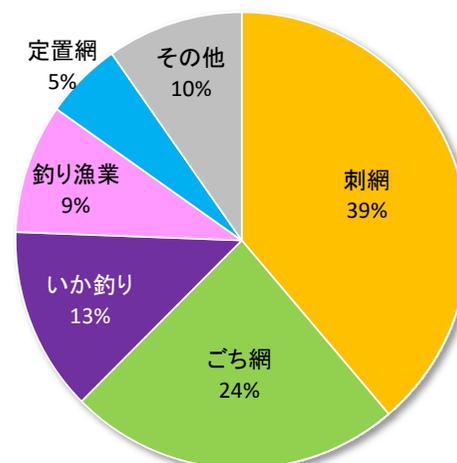
平戸市漁協地域



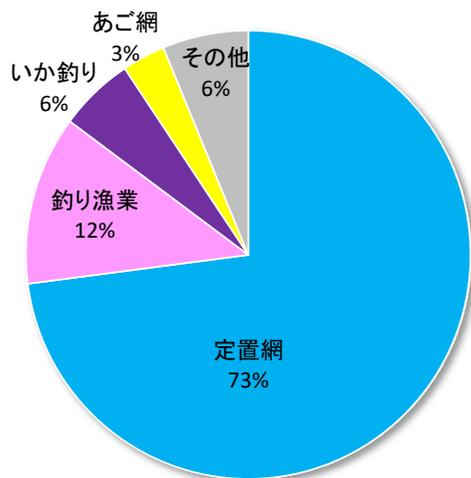
中野漁協地域



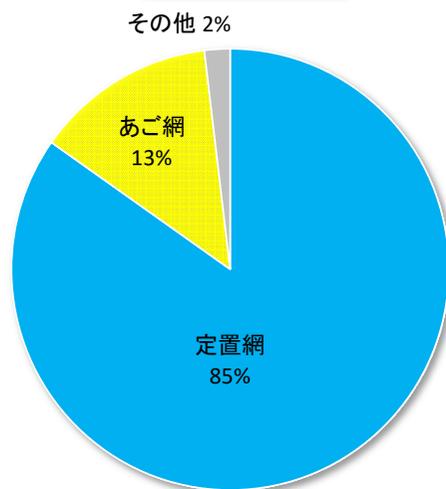
志々伎漁協地域



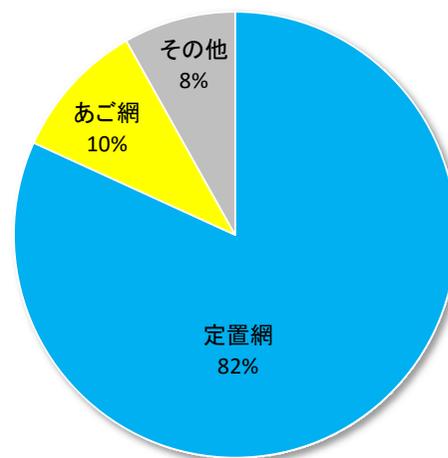
大島村漁協地域



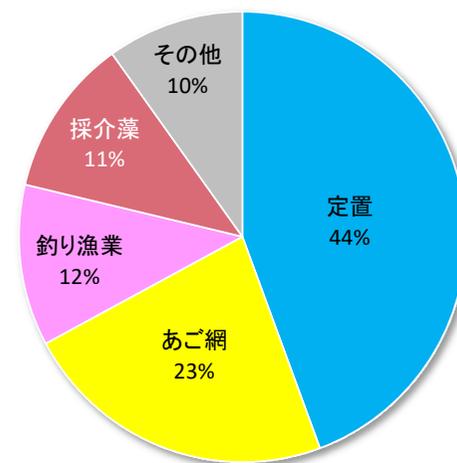
生月漁協地域



館浦漁協地域



九十九島漁協地域  
(田平支所)

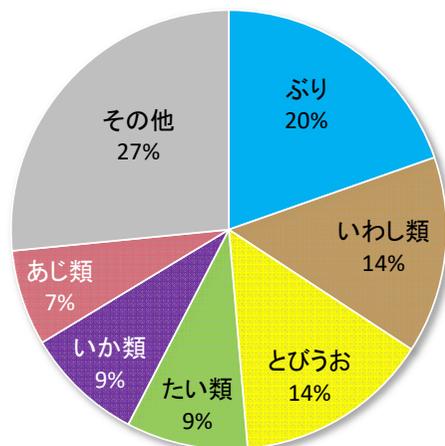


# 各漁協魚種別の割合

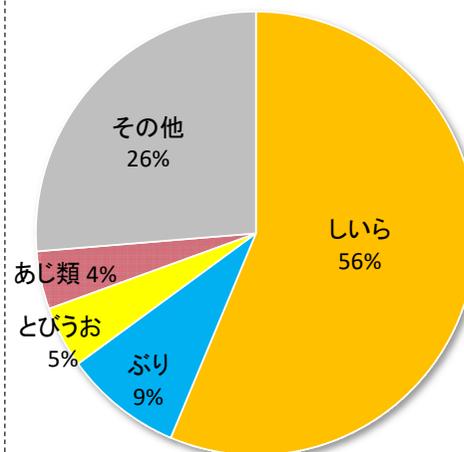
<令和5年1月～12月水揚量>



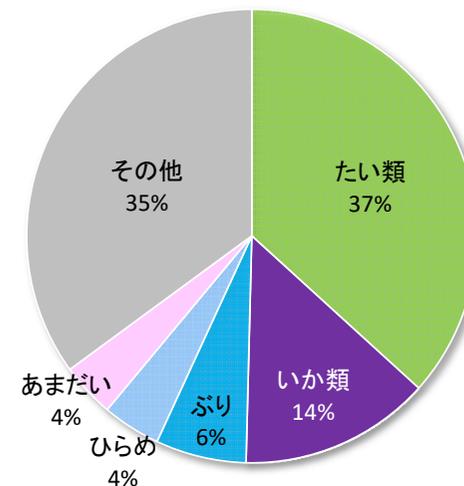
平戸市漁協地域



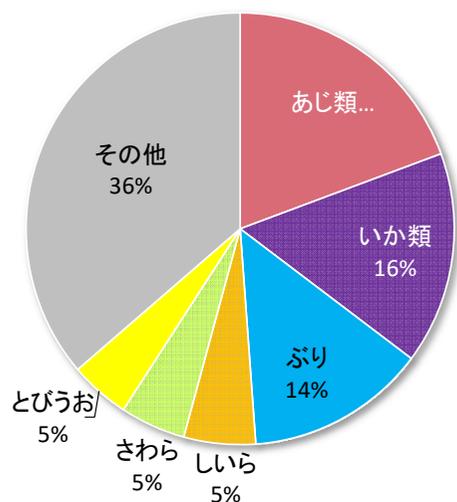
中野漁協地域



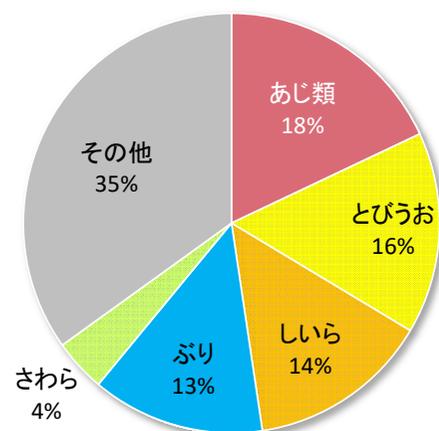
志々伎漁協地域



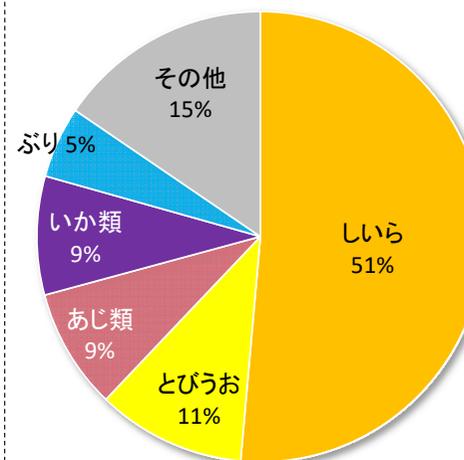
大島村漁協地域



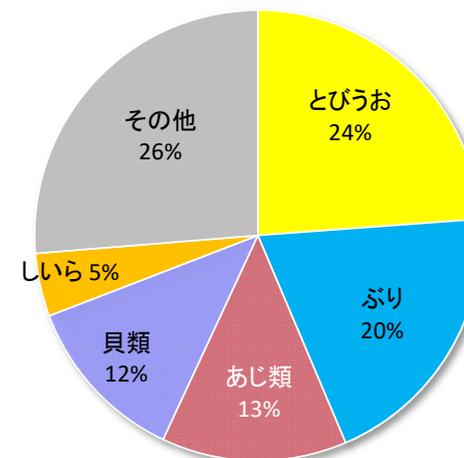
生月漁協地域



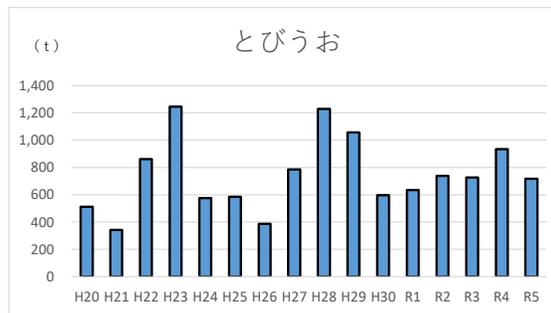
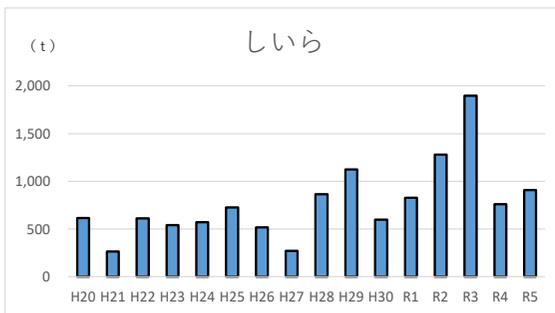
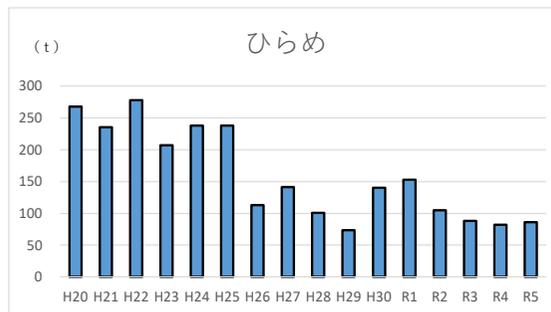
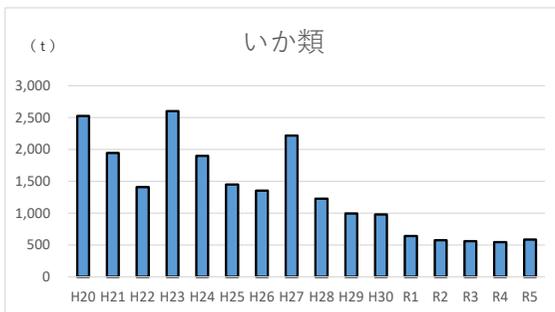
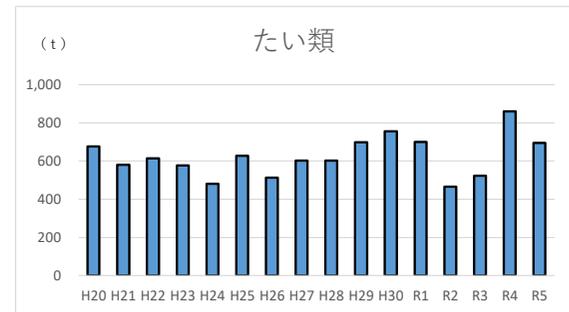
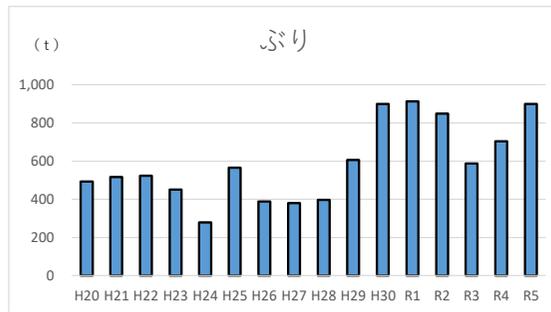
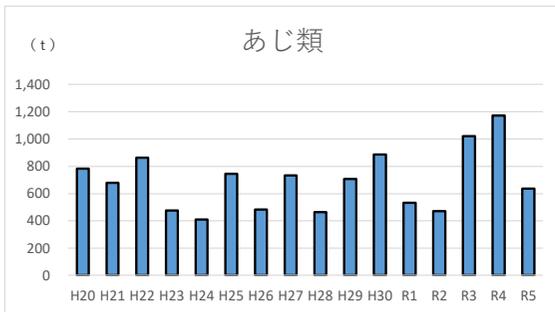
館浦漁協地域



九十九島漁協地域  
(田平支所)



平戸市管内の主な魚種別水揚の推移 (H20~R5) ①



平戸市管内の主な魚種別水揚の推移 (H20~R5) ②

